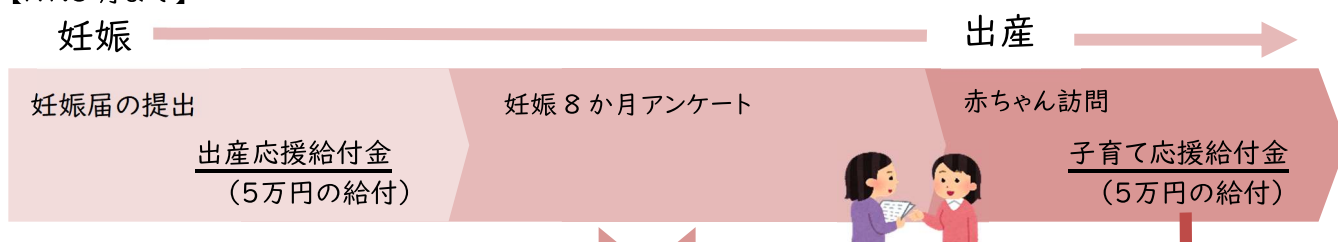


妊婦のための支援給付のご案内 ～給付申請のタイミングが変わります!～

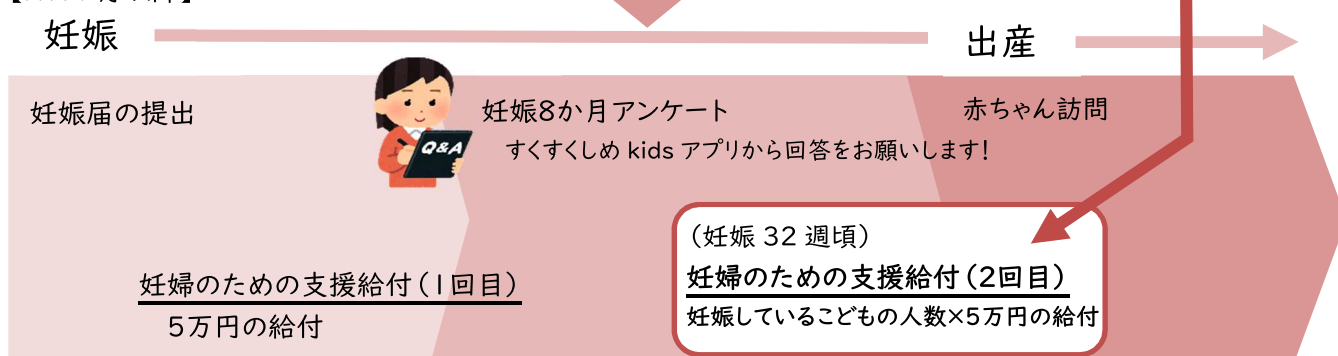
R7 年4月1日より給付金の申請のタイミングが変わります!

R7 年4月1日以降に出産予定で、出産予定日の8週間前を過ぎている方は、「妊婦のための支援給付(2回目)」の申請ができるようになります。すでに、申請できる期間に入っている妊婦さんに、このお手紙を送付しています。

【R7.3月まで】



【R7.4月以降】



申請対象と方法 (妊婦のための支援給付 2回目)



対象者	下記を満たす方 ・申請時点で志免町に住民票があること ・胎児心拍が医療機関において確認され妊娠が確定したこと ※他の自治体で給付を受けていないことが条件となります ※志免町で妊婦給付認定後、他の自治体へ転居された場合、妊婦給付認定は取り消されます。 ※妊娠届出後、妊娠が継続しなかった方や出産に至らなかった場合も給付金の対象となります
支給額	妊娠しているこどもの人数×5万円 (流産・死産・中絶を含む)
申請方法	返信用封筒に以下の書類を入れて送付してください。 ・妊婦給付認定申請書 ・胎児の数の届出書 ・(口座の変更がある方のみ)振込先がわかる通帳またはキャッシュカードのコピー
申請期限	出産予定日の8週間前の日(流産・死産・中絶した時はその日)より2年間
支給時期	申請を受け付けた月の翌月下旬ごろに口座に入金されます。 ※申請後、決定通知等はお送りしていません。入金の確認をお願いします。 (『シメマチニンプノタメノシエンキュウフ』と記帳します。)

Q & A

Q1:「出産・子育て応援給付金」と「妊婦のための支援給付」でもらえる金額は変わりますか？

A1:これまでの「出産・子育て応援給付金」と支給される額は変わりません。

Q2:給付は課税対象になりますか？

A2:課税対象にはなりません。

Q3:里帰りした場合、妊婦のための支援給付の申請は里帰り先で申請できますか？

A3:住民票のある志免町で申請します。

出産後、里帰り先の自治体で新生児訪問等を希望される場合は母子保健係(092-935-1473)までご連絡ください。

Q4:妊婦のための支援給付は妊婦本人以外(夫や祖父母)の口座で申請できますか？

A4:妊婦本人名義の口座でのみ申請できます。

※妊婦本人の口座であれば代理申請も可能です。

※旧姓の口座も利用可能です。

Q5:R7 年3月31日までに出産した場合の給付はどうなりますか？

A5:R7 年3月31日までに出産された方は「子育て応援給付金」の対象となります。

R7 年4月1日以降に産まれた方は「妊婦のための支援給付 2回目」の対象となります。

Q6:妊娠届を出す前に流産・死産・中絶した場合は支給対象になりますか？

A6:妊娠届を出す前でも、医療機関において胎児の心拍が確認された後の流産・死産・中絶を経験された方は支給対象となります。ただし、制度開始前 R7 年3月31日までの流産・死産・中絶については支給対象外となります。

問い合わせ先

志免町役場 母子保健係 (ふれあいセンター2 階)

平日午前 8 時 30 分～午後 5 時

TEL 092-935-1473



☞ 詳細は、町ホームページでも確認ができます！

これまで同様、妊娠、出産、育児に関する不安や困りごとなど、
一人ひとりの妊婦さんとその家族に寄り添い相談に応じる「伴走型支援」を行っていきます！
お気軽にお電話ください☎